

○只見町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成15年12月22日条例第22号

只見町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本町の公の施設の指定管理者の指定を行う場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他町長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて当該公の施設を管理する町長等に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書及び収支計画書
- (2) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長等が特に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長等は前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 町長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、只見町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴かなければならない。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、町が出資している法人又は公共団体若しくは、公共的団体（以下「出資団体」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体と協議を行うものとし、前条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 町長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項。
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項。
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項。
- (6) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項。
- (7) 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項。
- (8) その他町長等が別に定める事項
(管理の基準及び利用料金の金額の範囲)

第8条 管理の基準及び利用料金の金額の範囲については、それぞれ指定管理者を指定しようとする公の施設の設置条例で定めるものとする。

(業務報告の聴取等)

第9条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。
(事業報告書の作成及び提出等)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止をされたときは、その処分の日（以下「処分を受けた日」という。）から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項
(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、その保有する個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長等が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することが

できる。

(審議会)

第15条 町長等は、最適なものを指定管理者の候補として選定するため、只見町公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、10名以内とし、町長が必要な期間を定めてこれを委嘱、又は任命する。
(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

只見町長様
只見町教育委員会教育長

申請者 所在地

団体等名

代表者氏名

⑩

電話番号

（只見町公の施設）の指定管理者の指定を受けたいので、只見町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条に基づき申請します。

記

(添付書類)

- 1 管理を行う公の施設の事業計画書及び収支計画書
- 2 当該団体の経営状況を説明する資料
- 3 定款、規約その他これに類する書類
- 4 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本